

令和元年10月3日宣告 裁判所書記官 松田和也

令和元年(う)第1088号



判 決

国 籍

5 住居 新潟県三条市

Y

1972年 月 日生

上記の者に対する覚せい剤取締法違反被告事件について、令和元年5月9日さい

10 たま地方裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は検察官島村浩昭及び弁護人田邊一隆（国選）各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

15 当審における未決勾留日数中80日を原判決の懲役刑に算入する。

理 由

第1 事案の概要及び本件控訴の趣意について

本件は、被告人が A (以下「共犯者」)

20 という。)と共に謀の上、営利の目的で、みだりに、①平成29年1月19日、さいたま市南区内で、B (以下「B」という。)に対し、覚せい剤約0.43gを代金2万円で譲り渡し(以下、「B事件」という。), ②同年4月22日、埼玉県和光市内で、C (以下「C」という。)に対し、覚せい剤約0.8gを代金2万5000円で譲り渡し(以下、「C事件」という。), ③同年5月23日、同県草加市内で、D (以下「D」という。)に対し、覚せい剤約0.232gを代金5000円で譲り渡した(以下、「D事件」という。また、3つの事件を併せて、「本件各取引」という。)という事案である。

本件控訴の趣意は、要するに、被告人は本件各取引の犯人ではないのに、被告人を犯人と認めて有罪とした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるというのである。

第2 原判決の判断の要旨

5 1 原判決は、要旨、以下のとおり説示して、被告人を本件各取引の犯人の一人であると認定した（なお、以下で略称については、原判決のそれによる。）。

2 前提事実

(1) B は、日本語が流暢な外国人である同一の密売人に対し、末尾 4144 及び末尾 1411 の各携帯電話に電話を架けて覚せい剤を複数回注文し、指定場所に現れる日本語が片言の外国人から覚せい剤を譲り受けていた。B 事件の当日、B は末尾 1411 の携帯電話に電話を架けて覚せい剤を注文し、指定の日時及び場所に現れた外国人から覚せい剤を買った。

10 (2) C は、日本語が流暢な外国人である同一の密売人に対し、末尾 1411 又は末尾 3777 の携帯電話に電話を架けて覚せい剤を複数回注文し、指定場所に現れる別の外国人から覚せい剤を譲り受けていた。C 事件の当日、C は末尾 3777 の携帯電話に電話を架けて覚せい剤を注文し、これを譲り受けた。

15 (3) D は、日本語が流暢な外国人である同一の密売人に対し、その携帯電話（末尾 4144、末尾 1411、末尾 3777 の順に変更された）に電話を架けて覚せい剤を複数回注文し、指定場所に現れる日本語が上手でない別の外国人から覚せい剤を譲り受けていた。D 事件の当日、D は末尾 3777 の携帯電話に電話を架けて覚せい剤を注文し、指定の日時及び場所に現れた外国人から覚せい剤を譲り受けた。

20 (4) 前記のとおり、B は末尾 1411 を、C 及び D は末尾 3777 をそれぞれ覚せい剤の注文先の電話番号としている上、D が注文する番号が、末尾 4144、末尾 1411、末尾 3777 の順に変更された事実からされ

ば、本件譲受人らは、共通して同じ密売グループに覚せい剤を注文していたと認められる。また、本件各取引に共通して、覚せい剤を注文する際の電話には日本語が流暢な外国人であるオペレーター役が応対し、日本語があまり話せない別の外国人が、運搬役として取引現場に現れた事実からすると、本件各取引に関わっていたのは、少なくとも2名の外国人であると認められる。

3 運搬役と共に犯者の同一性について

- (1) 原審証拠によれば、共犯者方の室内及び共犯者が使用していた自動車（トヨタ b B、以下「本件 b B」という。）内から、本件各取引に使用されたメモ等の物品や末尾3777の携帯電話が発見されたことが認められ、これによれば、共犯者が運搬役であると強く推認される。
- (2) 原審証拠によれば、共犯者は、本件各取引の日時及び場所と矛盾しない時間帯に、共犯者方から運搬役が使用した自動車と同一又は類似の車両を使用して出掛けた上、戻っていることが認められ、このような共犯者の行動は、同人が運搬役と同一人物であることを相当強く推認させる。
- (3) 以上の事実に加えて、本件譲受人らが写真面割りの際に、運搬役として共犯者の写真を選択していることからも、共犯者が運搬役であることが推認でき、そこに合理的な疑いを入れる余地はない。

4 被告人の犯人性について

- (1) 原審証拠によれば、被告人方から押収された末尾3005の携帯電話は、平成29年1月27日から同年6月中旬頃までの間、被告人の居住地域である新潟県内を中心に、茨城県内、埼玉県内、東京都内、千葉県内等に不定期に移動しているが、末尾3777の携帯電話も、末尾3005の携帯電話が茨城県内や埼玉県内等で発信されると、その前後の時間に同様の地域で発信されており、前記2台の携帯電話は同一人が所持、使用していたと強く推認され、本件各犯行におけるオペレーター役が被告人であったことが強く推認される。

(2) 原審証拠によれば、被告人には運搬役の共犯者との間で、以下のとおり覚せい剤の密売に関連した結び付きが認められる。すなわち、被告人が使用していたと推認される末尾3001の携帯電話について、共犯者がその電話料金をチャージしていた。また、被告人が共犯者と本件bBと推察される自動車のタイヤ交換をしていた。さらに、C事件及びD事件のあった時間帯に、CやDから末尾3777の携帯電話との通話の後、これと発信区域や位置情報が高度に整合し、被告人が使用していたと強く推認される末尾2888の携帯電話から、運搬役の共犯者方で発見された携帯電話に発信及び通話があることがそれぞれ認められ、末尾3777の携帯電話の使用者が譲受人から覚せい剤を受注した後、共犯者に電話をかけて運搬の指示を出したいたと考えて矛盾がない。

(3) 原審証拠によれば、オペレーター役の密売人と二、三回会ったことがあるDが、写真面割りの際に密売人として被告人の写真を選んだことが認められる。この写真面割りは、問題のある手法で行われているので、その信用性は慎重に判断する必要があるが、Dの上記面割り供述は、オペレーター役が被告人と矛盾しないという限りで証明力を有する。以上によれば、被告人がオペレーター役であることに合理的な疑いを入れる余地はない。

よって、本件各取引において、共犯者が運搬役、被告人がオペレーター役と認められ、犯人の一人と認められる。

第3 当裁判所の判断

1 以上の原判決の認定は、説示に一部適切でない部分があるものの、論理則、経験則等に照らして不合理であるとはいはず、結論において、当裁判所も是認することができる。補足すると、原判決は、上記の各携帯電話の発信地域の符合は、各携帯電話の保有者が被告人であり、ひいては被告人が本件各取引におけるオペレーター役であることを強く推認させると説示する一方、被告人がオペレーター役である旨のDの原審証言は、被告人の犯人性と矛盾しないという

限りで証明力を有する旨説示している。しかし、上記各携帯電話の発信地域は、
具体的な所番地はもとより市区町村単位まで特定できたものではなく、都道府
県レベルの比較的広域で符合するというに過ぎないものであって、他県への移
動に伴う発信地域の符合も頻回に及ぶものではないことに照らすと、各携帯電
話の発信地域の符合が、被告人がオペレーター役であったことを推認させる程
度は原判決が説示するほど強いものとみるのは困難である。他方、D の原審
証言は、後述するとおり、一定の裏付けがあるものであって、信用できることか
らすると、D による被告人の面割り供述が被告人の犯人性を推認させる程度
は、原判決がいうような犯人性と矛盾しないという程度にとどまるものではな
いとみるべきである。この点に関する原判決の説示は必ずしも適切でないもの
の、いずれにせよ、被告人の犯人性を認めた結論は是認できる。以下、所論を踏
まえて検討する。

2(1) 所論は、①盗品の近接所持とは異なり、直近の D 事件でさえ、末尾 30
05 の携帯電話の押収時期よりも 1 か月以上前のことであるから、本件各取
引では被告人以外の者が同携帯電話を使用していた可能性を排斥できない、
②実際に、D 事件の後に覚せい剤を譲り受けたという E (以下「E
」という。) に対し、真犯人が、末尾 3777 の携帯電話について、「これ
からは友達が電話を取るようになる。」などと申し向けて同電話の使用者が替
わっているのであり、末尾 3005 の携帯電話についても被告人以外の真犯
人が使用することは十分あり得る、③新潟県を行動範囲とする者は多数存在
し、末尾 3005 の携帯電話の位置情報が新潟県を中心とするからといって、
被告人と犯人との結び付きを推認することはできないし、同電話に被告人の
自撮り写真が保存されていることも、真犯人が本件各取引後に同電話を被告
人に譲り渡し、あるいは被告人が事情を知らずに同電話を真犯人に貸与して
いたと仮定すれば、何ら不自然ではないなどとして、密売に使用された末尾
3777 の携帯電話が、末尾 3005 の携帯電話と発信区域が高度に符合す

るからといって、被告人をオペレーター役であったと推認することはできないと主張する。

しかし、①及び③については、末尾3005の携帯電話を真犯人から被告人が譲り受けたり、被告人が事情を知らずに真犯人に譲渡したということをうかがわせる具体的な根拠は原審証拠上見出せないから、抽象的可能性をいうものに過ぎない。末尾3005の携帯電話は現に被告方で押収され、被告人の自撮り画像も保存されていたことに照らせば、本件各取引の当時、被告人が同電話を使用していたことを合理的に推認することができる。②については、Eは、原審公判で、末尾3777の携帯電話を「これからは友達が取るようになる。」旨言われたのは自らが逮捕される一、二週間前のことであると証言し、原審証拠によれば、現にこれと符合する時期以降、末尾3777と末尾3005の各携帯電話の発信区域が整合しなくなったことが認められる。そうすると、本件各取引の当時、両電話の発信区域が符合していたことは、本件各取引時に被告人がこれらを共に所持し使用していたことを推認させるものと解するのが合理的である。

(2) 所論は、④原判決が、共犯者が末尾3005の携帯電話をチャージした事実や、C事件及びD事件があった時間帯の共犯者との通話履歴を、被告人の犯人性を肯定する根拠として挙げるのは、いずれも末尾3005の携帯電話を被告人が使用していたことを前提とするものであって、被告人と犯人の同一性を推認する根拠とはならない、⑤被告人が共犯者と共に本件に使用されたと思われる本件bBのタイヤ交換を行ったという事実は、中古タイヤ販売店の店員による被告人の識別供述が信用できない上、被告人の犯人性の推認力はほとんど皆無であると主張する。

しかし、④については、末尾3005の携帯電話を被告人が使用していたと推認できることは前記のとおりであって、弁護人の主張は前提を欠く。⑤については、被告方から同店で中古タイヤ2本等を購入したことを内容と

するレシートが発見されていることなど、上記店員の識別供述が裏付けを伴つていて信用できることは、原判決が説示するとおりである。確かに、上記タイヤ交換の事実自体が被告人の犯人性を推認させる程度は強くないが、犯行時間帯の通話履歴等と相まって、被告人が運搬役の共犯者と密に連絡を取り合って接触していたことが、被告人の犯人性の推認を補強するという意味では、一定の証明力を有することは否定できない。

(3) 所論は、⑥ D による被告人の識別供述は信用できない、⑦被告人は、法廷通訳者を要することから明らかだとおり、日本語を十分に話せず、このことは、日本語が堪能なオペレーター役が被告人であったことの推認を妨げる、
⑧本件は、被告人の来日以来の知人である F の犯行であると主張する。

しかし、⑥については、D は原審公判で、平成 29 年 5 月 16 日から 17 日頃に、埼玉県草加市内の新田駅の近くで被告人と接触した旨証言するところ、上記証言は、被告人と接触することとなった経緯や接触状況を具体的に証言するものである上、同月 17 日埼玉県の三郷インターから茨城県の谷和原インターを通行した際の高速道路の通行券が存在し、そこから被告人の指紋が検出されていることなど、一定の裏付けも伴っており、十分信用することができる。⑦については、原審証拠をみる限り、結局、被告人の日本語の会話能力は客観的に明らかではないが、日本語の日常会話が堪能な外国人であっても、その権利保護のため、公判手続で法廷通訳を付することが一般的に行われているのであって、被告人が来日してから十数年間日本国内に居住し、この間リサイクル業等を営んでいることなどを考慮すると、法廷通訳を介したという一事をもって、被告人の日本語能力の程度を推し量ることは困難である。よって、上記所論も前記推認を妨げる事情とはいえない。⑧については、被告人の原審公判における陳述に基づく主張と解されるが、被告人は原審第 15 回公判期日における最終意見陳述で突然前記人物を本件の真犯

人であると供述し始めたもので、その供述の経緯には不自然な点がある上、原審証拠を精査しても、被告人の述べる人物が真犯人であることをうかがわせる事情は全く見出せないのであって、被告人の上記供述は信用できない。所論は採用できない。

- 5 3 したがって、被告人が共犯者と共に謀して本件各取引を行ったと認めた原判決の認定に誤りはない。

第4 結語

よって、論旨は理由がないから、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、刑法21条を適用して当審における未決勾留日数中80日を原判決の懲役刑に算入し、当審における訴訟費用は、刑訴法181条1項ただし書きを適用してこれを被告人に負担させないこととして、主文のとおり判決する。

令和元年10月3日

東京高等裁判所第10刑事部

15

裁判長裁判官

朝山芳次
阿部浩巳

裁判官

20

裁判官

高森宣裕